

令和4・5・6年度東御市入札等参加資格審査申請要領

(物品の購入・業務委託・修繕等)

令和4・5・6年度において、東御市が発注する物品の購入、委託業務、修繕等の入札等参加資格を希望される方は、下記の要領により提出してください。

記

- 1 受付期間 令和3年12月6日(月)から令和4年1月14日(金)まで **《必着》**
(ただし、閉庁日を除く。)
- 2 受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)
- 3 提出先及び提出場所 東御市総務部総務課契約財産係(東御市役所本庁舎本館2階)
〒389-0592 長野県東御市県281番地2
電 話 0268(64)5805(直通)
F A X 0268(63)5431
- 4 申請要件
 - (1) 地方自治法の入札参加についての欠格事項に該当しないこと。
 - (2) 営業に関し法律上必要とする資格を受けていること。
 - (3) 事業税、消費税及び東御市の市税その他東御市に納付すべき使用料、手数料等を完納していること。
 - (4) 基準日は令和3年12月1日とする。
- 5 提出方法
持参又は郵送で提出してください。
※ 郵送の場合は、申請書類受領確認のための返信はがき又は長3封筒(あて先を記入し切手を貼付したもの)を同封してください。
※ 不備不足があった場合、原則申請書類は着払いにて返送します。
※ 提出の際はファイル綴じ・ひも綴じ・パンチはしないで下さい。
- 6 提出部数 1部

7 提出書類

別紙「入札等参加資格審査申請書 確認票 物品の購入・業務委託・修繕等」のとおり（綴る順番は、確認表の番号順）

（東御市指定様式で提出願います。一部国土交通省または長野県様式でも構いません。なお市指定様式は、ホームページに掲載してあります。）

8 審査について

期限までに提出された書類について内容を審査し、入札参加資格を認定したものは東御市物品等入札等参加資格者名簿に登録します。

ただし、認定されなかった場合は、令和4年3月31日（木）までに文書で連絡します。

9 留意事項

- (1) 東御市指定様式【7】営業概要調書の営業種目に関しては、入札参加業者の選定において重要な資料になりますので、**取扱い品目、取扱いメーカー、代理店・特約店等についての情報は詳細に記載してください。**
- (2) 証明書等は、審査基準日から3か月以内（令和3年9月1日以降）のものを提出してください。
- (3) 登録業者を対象に東御市の市税について、随時、納付状況を調査し、滞納者に対しては入札等の停止や登録の取消しをする場合があります。また、市税以外で市に支払うべきものに滞納がある場合や、国税や都道府県税等に滞納がある場合、又は法人組織の代表者が個人分の税金に滞納がある場合も、入札の停止等の対象となりますのでご承知ください。
- (4) 「建設工事」及び「建設コンサルタント業務等」の入札参加資格審査申請書を提出の場合でも、修繕業務及び委託等の業務や物品の小売業を行う場合は、本申請書を提出してください。